

令和3年5月27日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第99号：オマーン民間航空庁の新たなガイドライン）

【ポイント】

○オマーン航空民間庁（CAA）は、渡航前の新型コロナウイルスPCR検査結果の陰性証明について、長時間のフライト（乗継時間も含め8時間未満は含まない）の場合には、到着予定時刻前の96時間以内に実施されたものに変更する旨等のガイドラインを発表しました。

【本文】

1 5月26日、オマーン航空民間庁（CAA）は、新たなガイドラインを以下のとおり発表しました。

（1）オマーン入国者に求められている渡航前の新型コロナウイルスPCR検査結果の陰性証明について、長時間のフライト（乗継時間も含め8時間未満は含まない）の場合には、到着予定時刻前の96時間以内に実施されたものに変更する。8時間未満のフライトは72時間以内のまま変更なし。

（2）オマーン国民が、オマーン国外で新型コロナウイルスに罹患し、快復したにもかかわらず、新型コロナウイルスPCR検査が陽性になってしまう場合には、渡航前の同PCR検査を受検する前に、医療施設による検疫措置終了済の証明書を用意することで、オマーン入国が可能となる。

（3）その他の入国要件は、先の回章のとおり、引き続き有効である。

2 5月16～27日のオマーン保健省の発表を取りまとめると、11日に702件、12日に675件、13日に540件、14日に283件、15日に588件、16日に796件、17日に812件、18日に696件、19日に802件、20日に790件、21日に527件、22日に440件、23日に857件、24日に817件、25日に866件、26日に880件の新規感染を記録し、26日までの累積感染症例数は213,784件（死亡件数は2,303件、治癒件数は197,080件、治癒率92.2%）、26日の入院件数は746件（新規86件、ICU239件）です。

3 オマーン空港のホームページにおいて、オマーン入国時の要件や手続き等が掲載されておりますので、以下リンクをご参照下さい。

<https://www.omanairports.co.om/news/en/update-on-travel-restrictions-related-to-covid-19/>

4 オマーン保健省は、(1)2月9日のツイッターでオマーン入国者の空港到着時、(2)同10日にはオマーン入国者以外のPCR検査陽性者及び同陽性者との濃厚接触者の所要手続きについて、フローチャートを掲載しています。以下のリンクをご参照下さい。

(1) <https://twitter.com/OmaniMOH/status/1359037274760114179/photo/1>

(2) <https://twitter.com/OmaniMOH/status/1359364175961747459/photo/1>

5 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスク着用を忘れずに（公共の場でのマスク不着用に対する罰金は１００オマーン・リヤル）、十分な感染予防に引き続き努めてください。

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館までご一報ください。）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館

－住所：Villa No.760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、  
Shati Al-Qurum

－電話：（＋968）24601028

－FAX：（＋968）24698720

－ホームページ：[https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>